



金沢市公報

号外第12号の9

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		○金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課) 4
○教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1	○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高校) 5
○金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則 ()	1	○金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則 (スポーツ振興課) 6
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ()	2	●教育委員会訓令甲
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ()	3	○金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部改正について (学校職員課) 6
○金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ()	4	●教育委員会告示
○金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 ()	4	○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高校) 6

教育委員会規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第3号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「文化財の保護に関する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同号を同項第4号とする。

第3条を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任規則(平成12年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「地教行法」という。」を加え、「を教育長に委任すること」を「の教育長への委任等」に改める。

第2条に見出しとして「(教育委員会議決事項)」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。

第2条第4号中「採択」の次に「及び準教科書の承認」を加え、同条第5号中「内申」の次に「及び市立工業高等学校の教職員の人事」を加え、同条第11号中「を行う」を「に関する」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 文化財の保護に関する事(教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号。以下「補助執行規則」という。))第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に限る。

第2条中第16号から第18号までを削り、第19号を第16号とし、同条に次の1号を加える。

(17) 地教行法第27条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関する事。

第3条を次のように改める。

(教育長専決事項)

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関する事(前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。)
- (2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関する事。
- (3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関する事。
- (4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関する事。
- (5) 学級編制に関する事。
- (6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関する事。
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関する事。
- (8) 告示、公告その他の公示に関する事(前条第16号に掲げる事項を除く。)
- (9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関する事。
- (10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関する事。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

本則に次の1条を加える。

(事務の委任)

第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務並びに補助執行規則第2条第1項に規定する事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

学校教育部	を	学校教育部 市立工業高等学校 教育改革推進室	に、
-------	---	------------------------------	----

	キゴ山自然学習館		を
	キゴ山自然学習館 玉川こども図書館開設準備室		に、
研修センター		研修相談センター	に、
2 教職員及び保育職員の資質の向上に関する事項		2 教職員及び保育職員の資質の向上並びに教育相談に関する事項	に

改める。

第3条の表教育総務課の項中第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、第24号の次に次の2号を加える。

- 25 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
- 26 市立工業高等学校の改築に関する事項

第3条に次の1項を加える。

- 2 市立工業高等学校教育改革推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分掌事務
市立工業高等学校教育改革推進室	1 市立工業高等学校の教育内容等の改革に関する事項

第4条の表中 「 | 3 キゴ山自然学習館の管理運営に関する事項 」 を

	3 キゴ山自然学習館の管理運営に関する事項	に改める。
玉川こども図書館開設準備室	1 玉川こども図書館の開設準備に関する事項	

第5条の表中

研修センター	1 教職員の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 学校教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	を
研修相談センター	1 教職員の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 教育相談に関する事項 4 学校教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 5 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「規定する課」の次に「、市立工業高等学校教育改革推進室及び玉川こども図書館開設準備室」を加える。

第5条第2項、別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項及び別表第2の備考第2項中「研修センター所長」を「研修相談センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号を次のように改める。

(16) 金沢市教育プラザ富樫研修相談センター所長印

別表金沢市教育プラザ富樫研修センター所長印の項を次のように改める。

金沢市教育プラザ富樫研修相談センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする 文書	研修相談センター所長	1	金沢市教育 プラザ富樫 研修相談セ ンター所長 印
-----------------------	-----	-----	-----------------	------------	---	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「室長」を「室長 担当室長」に改め、同条第2項中「、所」の次に「、室」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第2条の2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校評価を行い、その結果を公表するとともに、委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第8条中「教育長」を「委員会」に改める。

第16条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第17条第2項及び第3項中「教育長」を「委員会」に改める。

第18条の見出しを「(副校長等の職務)」に改め、同条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 副校長は、前項に定めるもののほか、校長が適当であると認めるときは、次に掲げる事項について専決する。
- (1) 職員(校長及び副校長を除く。)の出張の命令及び復命の受理に関する事。
 - (2) 職員(校長及び副校長を除く。)の休暇の処理等に関する事。ただし、引き続き7日以上にわたる場合を除く。

第20条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

第20条の2第2項中「学年主任、保健主事、進路指導主事(小学校を除く。)及び司書教諭(」を「学年主任及び保健主事並びに進路指導主事(小学校を除く。)」に改め、同項ただし書中「別に定める学校」の次に「及び当該学年主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校」を加え、同条中第10項を第11項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「、当該学校の教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)の中から」を「当該学校の指導教諭又は教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)の中から、司書教諭は主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭の中から、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、学校には、司書教諭を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第10号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(学校評価)

第3条の2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校評価を行い、その結果を公表するとともに、金沢市教育委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

- 2 前項に規定する学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第8条中「金沢市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に、「学校」を「、学校」に改める。

第17条第1号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第2号中「、その他」を「その他」に改める。

第18条第1項第2号中「以下同じ」を「第20条を除き、以下同じ」に改め、同条第2項及び第3項中「教育長」を「委員会」に改める。

第20条を次のように改める。

(副校長等の職務)

第20条 副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭は、法令に定められた職務を執行する。

- 2 副校長は、前項に定めるもののほか、校長が適当であると認めるときは、次に掲げる事項について専決する。
- (1) 教職員(校長及び副校長を除く。)の出張の命令及び復命の受理に関する事。
 - (2) 教職員(校長及び副校長を除く。)の休暇の処理等に関する事。ただし、引き続き7日以上にわたる場合を除く。

第22条の2第1項中「、総務主任及び司書教諭」を「及び総務主任」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、この限りでない。

第22条の2中第10項を第11項とし、第3項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「、教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)の中から」を「指導教諭又は教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)の中から、司書教諭は主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭の中から、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、学校には、司書教諭を置く。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第11号

金沢市体育施設条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第4号）
- (2) 金沢市スポーツ広場条例施行規則（平成12年教育委員会規則第3号）
- (3) 金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則（昭和37年教育委員会規則第1号）
- (4) 金沢市体育指導委員設置規則（昭和37年教育委員会規則第2号）
- (5) 金沢市立中村記念美術館条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第1号）
- (6) 金沢くらしの博物館条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第1号）
- (7) 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第1号）
- (8) 金沢ふるさと偉人館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第9号）
- (9) 泉鏡花記念館条例施行規則（平成11年教育委員会規則第15号）
- (10) 金沢湯涌夢二館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）
- (11) 金沢蓄音器館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第13号）
- (12) 前田土佐守家資料館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第1号）
- (13) 室生犀星記念館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）
- (14) 徳田秋聲記念館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第1号）
- (15) 金沢能楽美術館条例施行規則（平成18年教育委員会規則第1号）
- (16) 金沢市教育委員会における金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程（平成16年教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

第2条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第3号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

別表第1第1項の表中

「

2 a 2 b②b	2 a
-----------	-----

」を「

2 a 2 b②b	2 a 2 b
-----------	---------

」に、

保健	1	1		2
体育理論			②b	0, 2

を

保健	1	1		2
----	---	---	--	---

に、

リーディング			2 b	0, 2
ライティング			②b	0, 2

を

リーディング			2 b	0, 2
--------	--	--	-----	------

に、

	4	4		
3	3	6		
3	2	6		

を

	3	3		
4	4	8		
2	2	5		

に、

機械工作		2 a		0, 2
機械設計		2	2, 2 a	4, 6
原動機		2	2 a	2, 4
プログラミング技術			2 a	0, 2

を

機械工作			2 a	0, 2
機械設計		4	2	6
原動機		2 a	2 a	0, 4
電子機械			2 a	0, 2

に

改め、同表第2項の表中

「

2 a 2 b②b	2 a
-----------	-----

」を「

2 a 2 b②b	2 a②b
-----------	-------

」に、

保健	1	1		2
体育理論			②b	0, 2

を

保健	1	1		2
----	---	---	--	---

に、

リーディング			2 b	0, 2
ライティング			②b	0, 2

を

リーディング			2 b	0, 2
--------	--	--	-----	------

に、

	4	4		
3	3	6		
3	2	6		

を

	3	3		
4	4	8		
2	2	5		

に、

2		2		
2 a		0, 2		
2	2 a	2, 4		

を

2	2	4		
	2 a	0, 2		
2		2		

に、

電子機械			2	2	を
電子機械応用			2 a	0, 2	
◎システム技術			2 a	0, 2	

電子機械			2 a	0, 2	に
プログラミング技術			2 a	0, 2	
◎システム技術		2 a		0, 2	

改め、同表第3項の表中

「 2 a 2 b②b | 2 a 」を「 2 a 2 b②b | 2 a②b 」に、

保健	1	1		2	を
体育理論			②b	0, 2	

保健	1	1		2	に、
----	---	---	--	---	----

リーディング			2 b	0, 2	を
ライティング			②b	0, 2	

リーディング			2 b	0, 2	に、
--------	--	--	-----	------	----

製図			3	3	を
工業数理基礎			2 a	0, 2	
情報技術基礎	3			3	
電気基礎	3	3		6	
電気機器		2 a	2	2, 4	
電力技術		2 a②b	2 a②b	0, 2, 4	
電子計測制御		4		4	
ハードウェア技術			2 a	0, 2	
マルチメディア応用			2 a	0, 2	

製図			2	2	に
情報技術基礎	2			2	
電気基礎	2	2, 2 a		4, 6	
電気機器			3	3	
電力技術		3		3	
電子回路	2			2	
電子計測制御			2 a	0, 2	
プログラミング技術		2		2	
マルチメディア応用		2 a		0, 2	
◎コンピュータ制御技術			4 a	0, 4	
◎総合実習			2 a	0, 2	

改め、同表第4項の表中

「 2 a 2 b②b | 2 a 」を「 2 a 2 b②b | 2 a②b 」に、

保健	1	1		2	を
体育理論			② b	0, 2	

保健	1	1		2	に、
----	---	---	--	---	----

リーディング			2 b	0, 2	を
ライティング			② b	0, 2	

リーディング			2 b	0, 2	に、
--------	--	--	-----	------	----

製図			3	3	を
工業数理基礎			2 a	0, 2	
情報技術基礎	3			3	
電気基礎	3	3		6	
電子技術		2 a		0, 2	

製図			2	2	に、
情報技術基礎	2			2	
電気基礎	2	2		4	
電子回路	2	2 a		2, 4	

通信技術			2	2	を
電子情報技術		2 a		0, 2	
マルチメディア応用			2 a	0, 2	
◎情報通信基礎		4		4	
◎情報通信			2 a	0, 2	

プログラミング技術		2		2	に
ソフトウェア技術			3	3	
マルチメディア応用		2 a		0, 2	
◎情報通信基礎		3		3	
◎コンピュータ制御技術			4 a	0, 4	
◎総合実習			2 a	0, 2	

改め、同表第5項の表中

「2 a 2 b ② b | 2 a」を「2 a 2 b ② b | 2 a ② b」に、

保健	1	1		2	を
体育理論			② b	0, 2	

保健	1	1		2	に、
----	---	---	--	---	----

リーディング			2 b	0, 2	を
ライティング			② b	0, 2	

リーディング			2 b	0, 2	に、
--------	--	--	-----	------	----

工業数理基礎			2 a	0, 2	を
情報技術基礎	3			3	
電気基礎	3			3	
ハードウェア技術		3	2 a	3, 5	
ソフトウェア技術		2 a	3	3, 5	
マルチメディア応用		4		4	
◎情報ビジネス		2 a	2 a	0, 4	
◎コンピュータ制御技術			2 a	0, 2	

情報技術基礎	2			2	に
電気基礎	2	2		4	
電子回路	2			2	
プログラミング技術		2		2	
ハードウェア技術		3		3	
ソフトウェア技術			3	3	
マルチメディア応用		4 a		0, 4	
◎コンピュータ制御技術			2 a	0, 2	
◎ネットワーク技術			4 a	0, 4	
◎総合実習			2 a	0, 2	

改め、同表第6項の表中

「 2 a 2 b ② b | 2 a 」を「 2 a 2 b ② b | 2 a ② b 」に、

保健	1	1		2	を
体育理論			② b	0, 2	

保健	1	1		2	に、
----	---	---	--	---	----

リーディング			2 b	0, 2	を
ライティング			② b	0, 2	

リーディング			2 b	0, 2	に、
--------	--	--	-----	------	----

「 4 a | | 3, 7 」を「 3 a | | 3, 6 」に、

建築計画		3		3	を
------	--	---	--	---	---

建築計画		3, 1 a		3, 4	に
------	--	--------	--	------	---

改め、同表第7項の表中

「 2 a 2 b ② b | 2 a 」を「 2 a 2 b ② b | 2 a ② b 」に、

保健	1	1		2	を
体育理論			② b	0, 2	

保健	1	1		2	に、
----	---	---	--	---	----

リーディング			2 b	0, 2	を
ライティング			② b	0, 2	

リーディング			2 b	0, 2	に
--------	--	--	-----	------	---

改め、同表の備考第4項中「学校設定科目」の次に「又は学校設定教科に関する科目」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

平成20年(2008年)3月31日 印刷
平成20年(2008年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)